

# 平成30年度 松戸市障害者計画推進協議会 議事録

日時 平成30年10月31日(水)

午後1時～2時30分

会場 松戸市役所新館7階大会議室

## 1 開会

## 2 委嘱状交付式

## 3 福祉長寿部長挨拶

本協議会は障害者基本法に基づく法定協議会である。市は、障害者計画を策定するにあたり、本協議会の意見を聴かなければならないとされ、本協議会には、障害者施策の推進について調査審議し、障害者施策の実施状況の監視等することが定められている。松戸市の障害者計画は、現在、第2次計画、平成25年度から平成32年度までの8年間を期間としている。

第2次松戸市障害者計画は、障害者基本法に基づく基本計画として、「ふれあい・認め合い・支えあい ～交流を通して、相互に尊重し、共に生きる～」を基本理念とし、障害のある人が地域でその人らしく生活を送ることができるよう、福祉だけでなく、医療や保健、教育、雇用、建設等、多岐にわたる分野の方からのご意見を聴き策定されたものである。昨年度は、計画の中間年にあたり、一昨年度に実施した中間評価アンケートの結果を踏まえてご意見をいただき、計画の中間評価改訂版を作成している。

また、障害者計画の障害福祉分野の実施計画にあたる障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に向けての議論も行っていただいた。本年4月に策定した第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を期間としている。障害のある方の地域生活を支援するためのサービスの種類ごとの必要量の見込みや、その確保のための方策等を内容とする計画である。第2次松戸市障害者計画の改訂、第5期松戸市障害福祉計画及び第1期松戸市障害児福祉計画の策定、いずれも、委員皆様の積極的な議論があって、実現できたものである。

本日の協議会では、計画に基づく施策の進捗状況等について事務局より報告するもの。障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らせる社会、いわゆる共生社会を実現できるよう、積極的な議論をお願いしたい。

## 4 委員の自己紹介

出席委員の自己紹介を行う。

### ○意見の聴取について

本日も欠席の委員より、松戸歯科医師会及び日本大学松戸歯学部付属病院の2名の方に本協議会において「日本大学松戸歯学部付属病院における障害児者の歯科診療実績」についてのご説明をい

ただきたいとの提案があった。

条例第 10 条の意見の聴取等についての規定により、2 名の方に協議会にご出席いただいた上で、ご説明をいただく時間を設けることについて、出席委員に諮った上で異議がなかったため、本協議会にご出席いただくこととなった。2 名の方よりのご説明は、議題 4 において行う。

## 5 議事

### 議題 1 「障害状況報告について」

#### 資料 1 「障害状況報告」より説明

(事務局：障害福祉課長より報告)

##### 1 ページ

平成 30 年 3 月末日時点の市内在住の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳 13,165 人、療育手帳 3,199 人、精神保健福祉手帳 3,626 人、合計 19,990 人となっている。第 2 次障害者計画の策定時に比べると、障害者手帳の所持者数は、14.8%増加したということになる。

松戸市の常住人口は、計画策定時の平成 25 年 4 月 1 日と平成 30 年 4 月 1 日時点とで比較すると、1.9%の増加となっているので、障害者手帳の所持者数は、人口を大幅に上回る率で増加していることとなる。

こういった状況を受け、人口に占める手帳所持者の割合についても上昇しており、計画策定時に 3.6%であったものが、平成 30 年 4 月 1 日時点では 4.1%となっている。

このように手帳所持者数が増加しているという状況には、障害福祉サービスの整備、公共交通機関の料金減免等、障害者手帳所持者に対する公的・民間両面でのサービス充実が、手帳の取得を促しているという背景があるものと考えている。

##### 2 ページ

身体障害者手帳所持者の数は、ここ 3 年は平成 27 年 13,184 人、平成 28 年 13,157 人、平成 29 年 13,165 人とおおむね横ばいの状況にあり、等級別の割合にも大きな変動はない。

しかし、計画の策定時と比較すると、人口増加を上回る 4.8%という率で増加している。

増加の理由は、千葉県ホームページによると、松戸市の身体障害者手帳所持者のうち、65 歳以上の方の占める割合が年々増加し、ここ数年は 6 割を超えている状況が確認できる。このことから、高齢化に伴う身体機能低下は疾病や怪我を招きやすいため、これに起因する身体障害が発生し、手帳所持者数が増えているのではないかと考えている。

##### 5 ページ

療育手帳の所持者数については、全体としては増加傾向にあるものの、18 歳未満と 18 歳以上とで比較すると、計画策定時である平成 24 年度末から平成 29 年度末までの間に、18 歳未満は 64.7%、18 歳以上は 13.5%と、その増加率に大きな開きがある。

こういった状況には、乳幼児健診等を受けて、発達面への関心が深まり、医療機関を受診するケ

ースが増加し、その結果、障害の早期発見と早期療育に繋がった、という要因が存在しているものと推測される。

#### 6 ページ

精神障害者保健福祉手帳については、いずれの等級も年々増加の傾向にある。また、自立支援医療（精神通院医療）についても、同じく増加傾向にある。この増加は、精神医療に対する社会的認知度の高まりが大きな要因になっているものと考えられる。

#### 7 から 11 ページ

障害福祉サービスの支給量、障害支援区分の判定結果について、それぞれここ数年の推移を示している資料である。

## 議題 2 「第 2 次松戸市障害者計画進捗状況等について」

(事務局：障害福祉課より報告)

「第 2 次松戸市障害者計画 改訂版」を参照して説明を行う。

#### 39 ページ

第 2 次松戸市障害者計画は、福祉分野のみならず、教育、保健、就労、スポーツ、まちづくりなど様々な分野を対象にした計画であり、39 頁に記載のとおり、5 節 14 項目の施策として体系付けられている。計画の期間は、平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 年間であり、昨年度には、一昨年度に実施した中間評価アンケートの結果を踏まえて、委員の皆様にご議論いただき、目標値の修正を中心とした改訂を行ったところである。

#### 30 ページ

第 2 次松戸市障害者計画は、5 節 14 項目の施策が掲げられているが、そのうちの 3 項目を重点施策として位置づけている。30 頁の「相談支援体制の充実」、32 頁の「就労の支援」、34 頁の「災害時における支援体制の整備」の 3 項目である。

資料 2 「松戸市障害者計画進行管理票（平成 30 年度）」を参照して、重点的に取り組んでいる 3 項目について、進捗状況を報告する。

重点事業 1 点目「相談支援体制の充実」について報告する。

#### 37 ページ

「相談支援体制の整備・充実」へ向けた取組みとしては、資料に記載のとおり、平成 18 年度に、障害の垣根を越えて総合的に対応する「ふれあい相談室」を、平成 25 年度には、日常生活で生きづらさを感じている方の相談へワンストップでの対応を行う「基幹相談支援センター」を、それぞれ整備している。

#### 38 ページ

平成 28 年度には、障害種類ごとの専門性を活かした身近な相談の場として「ハートオン相談室」

3 箇所の整備も行った。

#### 38 ページ

右側の列のうち、＜高齢者支援課＞とある項目について。

平成 30 年度より障害分野独自の取組みに加え、地域共生社会の実現に向けた取組みとして、高齢者支援課が設置した「福祉まるごと相談窓口」「在宅医療・介護連携支援センター」においても、障害に関する相談に対応できる体制を整えている。このような体制整備の結果、相談件数の合計は、計画初年度の平成 25 年度の 7,578 件から、平成 29 年度には 21,313 件へと大幅に増加しており、相談に対する需要は、ある程度満たしているものと思われる。

しかしながら、ハートオン相談室の中には、一般的な相談対応業務とサービス等利用計画の作成業務とを同じ職員が兼務していることから、業務量が許容範囲を超過していると思われる事業所もあり、また、基幹相談支援センター、ふれあい相談室、ハートオン相談室、それぞれの役割分担がやや不明確であるといった問題点もある。

今後も、それぞれの事業所における相談への対応状況や、委託内容についての検証を継続するとともに、高齢者分野との連携を深めていく等、相談支援体制の充実に努めて参りたいと考えている。

#### 39 ページ

「成年後見制度の普及」について報告する。＜高齢者支援課・障害福祉課＞とある項目について

成年後見制度に係る相談支援事業については、高齢者支援課とともに、同じ NPO 法人に業務委託をしており、平成 29 年度は障害者に関しては、56 件の相談実績が報告されている。

続いて、表の中ほど、＜障害福祉課＞とある項目について

平成 29 年度は、障害のある方に対しての市長による後見等申立は 5 件、後見人等への報酬助成は 25 件あった。市長申立て、報酬助成、いずれも、成年後見制度の利用促進にとって重要な施策であるため、今後も適切な運用を心がけたいと考えている。

また、成年後見制度の利用をより促進するための方策として、市民後見協力員の養成と、その活動の支援を行っている。平成 30 年 4 月時点で 37 名の方が登録し、専門職の後見人等を補助するボランティアとして活動を行っている。

成年後見制度については、今後、国の成年後見制度利用基本計画に基づき、本市においても基本計画の策定、中核機関の設置、地域連携ネットワークの構築等が求められている。

これらについては、高齢者分野との連携を強化しながら、対応を行っていきたいと考えている。

#### 40 ページ

「虐待防止体制の整備」について報告する。

平成 29 年度の障害者虐待防止センターへの通報件数は、養護者虐待 51 件、施設従事者虐待 10 件、使用者虐待 4 件であり、前年度の合計件数と比較して約 2 倍の数字となっている。

通報件数増加の要因としては、警察からの通報が増えているということに加え、虐待防止に係る研修会や講演会の実施、リーフレット配布等の周知・啓発活動の効果によるものもあると考えている。なお、障害者虐待事案に関しては、地域自立支援協議会権利擁護部会の専門的助言のもとで対応を行っているところである。

#### 41 ページ

「障害者差別解消法の推進」について報告する。

障害者差別にかかわる相談・対応件数は、平成 29 年度は 15 件であり、法施行時の平成 28 年度の 17 件とほぼ同じ数字であった。

差別している側も、あるいは差別されている側も、それが差別だと気づいていない事案もまだあると思われる。障害者差別解消支援地域協議会の助言も得ながら、これまで以上に周知・啓発に努めてまいりたいと考えている。

#### 重点事業 2 点目の「就労の支援」について報告する。

##### 21 ページ

平成 24 年度より、障害者就業・生活支援センター「ビッグハート」へ障害者就労支援事業を委託することにより、障害がある方の就労相談や職場定着支援の体制を整備している。

「就労支援体制の整備」とある表のうち、＜障害福祉課・ビッグハート＞という項目について。

平成 28 年度からは職場適応援助者「ジョブコーチ」を新たにビッグハートに配置し、1 人でも多くの職場定着者を出せるよう、企業等の職場と障害のある方ご本人の調整及びサポートを行っている。また、障害のある方の雇用促進と職場定着を目的に、就労継続支援 A 型事業所、B 型事業所、就労移行支援事業所、地域活動支援センター、相談支援事業所等を対象として、スキルアップセミナーの開催も行っている。

##### 22 ページ

「障害者就労施設等への発注拡大・工賃向上」について報告する。

松戸市役所における平成 29 年度の優先調達の実績は、23 件、17,657,396 円であった。金額、件数ともに前年度より下がっているが、いまだ県内 1 位の実績を保っている。今後も発注拡大をめざし、庁内への周知・啓発に努めていきたいと考えている。

#### (事務局：地域福祉課より報告)

資料 2 「松戸市障害者計画進行管理票（平成 30 年度）」「第 2 次松戸市障害者計画 改訂版」を参照して説明を行う。

#### 重点事業 3 点目の「災害時における支援体制の整備」に関して説明を行う。

##### 第 2 次松戸市障害者計画 改訂版 34 ページ

##### 松戸市障害者計画進行管理票（平成 30 年度） 46 ページ

「災害時における支援体制の整備」のうち、「1 災害時要援護者支援体制の整備について」の、「(1) 災害時援護者（避難行動要支援者）避難支援制度への登録促進」について、ご説明する。

本制度は、平成 24 年度より、市内を 13 地区に分割して、名簿を整備してきた。平成 24 年度より馬橋地区で開始し、第 2 次 松戸市 障害者計画が策定された、平成 25 年度には、本庁・小金・小金原地区、以降、平成 26 年度から 28 年度は 3 地区ごとに整備を進め、平成 28 年度をもって、市内全域において、避難行動 要支援者名簿が作成されたところである。

また、平成 29 年度には、より多くの方へ制度を周知することを目的に、町会・自治会での回覧・ポスターの掲示、障害者の通所施設や、介護事業所でのポスター掲示等を実施することで、名簿の

登録を必要としている方への対応に繋げている。

名簿登録の実績としては、平成 30 年 9 月末現在で、全体の登録者数 6,205 名、名簿の貸出町会数は 32 町会となっている。

また、登録者数のうち、身体障害手帳 1 級・2 級をお持ちの方は、1,548 名、全体の 25%となっている。今後は、同制度の周知・啓発を図ることで、要支援者の登録に繋げるとともに、町会・自治会をはじめとする支援者に、名簿をご活用いただくことで、地域の中で実効性のある避難支援体制を構築していただくことが重要であることから、地域の中での的確な避難誘導や、迅速な安否確認などに繋がられるよう、要支援者に係る避難支援体制の仕組みづくりを推進していくので、引き続き、ご理解をお願いしたい。

### （事務局：危機管理課より報告）

資料 2 「松戸市障害者計画進行管理票（平成 30 年度）」「第 2 次松戸市障害者計画 改訂版」を参照して説明を行う。

重点事業 3 点目の「災害時における支援体制の整備」に関して説明を行う。

#### 34 ページ

危機管理課より障害の特性に配慮した福祉避難所の整備・運営および安全安心情報メールの配信、ツイッターの活用についてご説明する。まず、福祉避難所とは、避難所での生活が困難な要配慮者（高齢者・障害者・乳幼児等）を収容する避難所のこと。松戸市では震度 5 強以上の地震が発生した場合、災害対策本部が開設され、福祉長寿部には災害福祉対策本部が立ち上がり、福祉避難所が開設されることになる。最初に自宅での生活が困難な、障害をお持ちの方や介護が必要な方等に対し市指定避難所内に開設される福祉避難室が設けられる。福祉避難室では対応できない方に対しては、市民センター、老人福祉センターを地域福祉避難所として開設し避難をして頂く。

なお、地域福祉避難所は発災後 48 時間を基準に開設されることとなり、市で指定している施設は現在 22 箇所となる。地域福祉避難所での生活が困難で、専門的なケアが必要な方に対しては、特別養護老人ホーム、特別支援学校、健康福祉会館を二次福祉避難所として開設し、避難をして頂く。二次福祉避難所については発災後 72 時間を基準に開設され、市で指定している施設は現在 24 箇所となる。

また、福祉避難所は要配慮者の方たちに専門的なケアを行うための避難所であるため一般の方の避難はご遠慮いただいております。危機管理課でも市民の方に随時周知をさせてもらっている。

次に松戸市が行っている災害時における情報伝達についてご説明する。まず、災害発生時には防災行政用無線を利用して情報伝達を行っている。現在、市内に 219 基の無線局を設置しており市内全域をカバーしているところである。また、放送が聞こえづらかったときや、もう一度確認したいときのためフリーダイヤルによる音声自動応答装置も導入している。

また、現在、松戸市が行っている災害情報の提供方法として、先ほど説明した防災行政用無線、防災行政用無線音声自動応答の他に「㈱ジェイコム東葛葛飾による防災情報サービス」、「㈱ジェイコム東葛葛飾によるケーブルテレビ文字情報提供サービス」、「緊急速報メール（エリアメール）サービス」、「松戸市公式ホームページ」、「松戸市公式ツイッター」、「松戸市公式フェイスブック」、「広報車による広報」、「松戸市安全安心メール」を利用し、市民の皆様へ情報を発信する方法をご用意

している。

<質疑応答>

**議長**：障害者計画改訂版 33 ページ、市役所の障害者雇用率について、詳しく説明していただきたい。

**事務局**：市役所内の障害者雇用率については、目標値は 2.6%となっているが現在 2%を下回っている状況である。

**委員**：10 月 22 日に国および各労働局が各自治体に調査したものを公表している。労働局のホームページによると松戸市の当初の申告は 2.15%でしたが、再調査した結果 1.79%であり 14 人不足しているという結果が出ているので報告させていただく。

**議長**：全国的な調査を行っていることは承知した。少しでも目標値に近づけるよう努めていただきたい。

**議長**：災害時要援護者支援体制の整備について、名簿作成が地区でなされているようだが、更新方法について教えていただきたい。

**事務局**：平成 24 年度から 13 地区ごとに 65 歳以上で一人暮らしの方、身体障害者手帳 1 級・2 級をお持ちの方、要介護者を対象にダイレクトメールを送付し、名簿整備を行っている。現在市内全地区で名簿を持っている。内容の更新については死亡と市外転出について例月で取消の処理を行っている。新規の方については 1 年に 1 回町会・自治会での回覧・ポスター掲示、障害者施設、高齢者施設等のポスター掲示での周知、および市民の方からの申し出により登録を行っている。名簿登録者の個別の身体状況の変化についての更新は難しい状況にある。

**議長**：比較的新しい情報もっているという解釈でよろしいか。

**事務局**：その通りである。

**議長**：福祉避難所について、北海道での地震の時に通常の避難所と福祉避難所について区別が難しく現場が混乱したという新聞記事を読んだことがあるが、松戸市の状況はどうか。

**事務局**：福祉避難所の市民の方への公表については、一般の方が福祉避難所へ殺到してしまう可能性があるために公表は控えさせていただくことを考えている。福祉避難所は要配慮者の方のための避難所であるため、一般の方は通常の避難所へ移っていただくことについて講座等を開くことによって啓発を行っているところである。そうした中で福祉避難所についての知識が浸透したときに

福祉避難所の公表についても考えていきたい。

**議長：**避難訓練の時に、避難所の区分けやトリアージの訓練も行わないと、実際の災害時には人が押し寄せてくるので、入れるところがあるのに入れないなどの状況が起こらないよう検討をお願いしたい。

**委員：**松戸市内にある県立の特別支援学校は2次福祉避難所に指定されている。職員の訓練は行っているが、今のご質問の件は一番心配なところである。門前払いをするわけにはいかないのに、公表したほうがいいのか、しないほうがいいのかというところはずっと疑問に思っていた。

きちんと公表したほうがわかりやすいのではないかと、市民の方に浸透するのはいつなのか、いつになったら公表するのか、とても心配である。

**事務局：**現在、松戸市防災ガイドマップにて福祉避難所はどういった性質のものなのかについて周知をしている。どのタイミングで公表していくかについては市役所内部で検討していきたい。

今現在は市民の方へは福祉避難所の性質について周知をしているところまでである。

**委員：**福祉避難所のことについて、整ってから公表を行うのではなく、早くから市民にお知らせをして、福祉避難所の役目をどうしたら果たせるのか、意見をもらうようなかたちをとったほうが良いように思う。市民の方にとっては福祉避難所には期待感がある。市民の方に福祉避難所の性質を丁寧に説明していただきたい。災害はいつ起こるかわからないものなので、整ってからでは不安に感じてしまうので検討をお願いしたい。

また、障害者の就労について市役所の雇用率の達成についてもぜひお願いしたい。

**委員：**障害者の就労支援について、第2次障害者計画の32ページの重点施策にもあるが、障害者の雇用分野については、就労支援が重視されるが、就労したら終わりではなく定着して就労を継続してもらうことが重要だと思う。障害者雇用の分野での差別はかなり根深い問題であり、障害者差別解消法の施行と同時に障害者雇用促進法も改正されたが、合理的配慮については企業側がどういった配慮をしたらよいかまだ理解が浸透していない状況である。障害者の方が適切に就労し、就労を継続していくためには、企業側に合理的配慮を中心に障害者雇用促進法を理解していただく必要がある。施策の中に企業に対する障害者雇用に関する広報とあるが、その具体的な内容として、障害者雇用促進法の理解、啓発等を掲げていただきたい。

**議長：**雇用促進のための具体的な施策をとのご意見である。

**議長：**災害時の情報伝達について、いくつかの方法を示していただいたが、先日の北海道での地震のようにブラックアウトのような状況になったときに防災無線は使用できるのか。

**事務局：**停電時でも使用可能である。ご安心をいただきたい。

### 議事3 第5期松戸市障害福祉計画・第1次松戸市障害児福祉計画について

(事務局：障害福祉課より報告)

「第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画」【概要版】より説明

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画は、先ほど議題2で進捗状況の報告をしました第2次障害者計画の下位計画にあたり、本市においては、障害福祉計画と障害児福祉計画が全体をとおして一体となった計画となっている。本計画の期間は、平成30年度から32年度の3年間である。

「第3章 計画の重点施策」の「2 本市における重点施策」について、ここでは、本市が独自に設定した3つの重点施策を掲載している。

重点施策1点目「障害のある人への理解促進・障害者が安心して生活できる地域づくり」については、取り組み内容である「障害者差別解消への取り組みの推進」および「障害者虐待防止の推進」について、先ほど議題2において、第2次障害者計画の進捗状況にてご報告をしたため、省略をする。

重点施策2点目「医療的ケア児等支援のための体制づくり」について説明を行う。

本計画に記載のある内容は、平成28年11月に設置された「松戸市医療的ケア児支援のための連携推進会議」での議論の結果を踏まえて取りまとめられたものである。

具体的な対応策のうち、実施に予算が必要となるものは、「喀痰吸引等研修受講補助金」、「在宅医等訪問巡回指導」、「看護師向け医療的ケア児支援能力向上研修」、「相談支援専門員による医療的ケア児支援能力向上研修」であり、本年度から事業が開始されているので、取り組み状況について報告をする。

「喀痰吸引等研修受講補助金」について。

市内に居住する医療的ケア児の日常生活を支援するため、たんの吸引等を行うことのできる障害福祉サービス事業所の職員を養成することを目的としている。事業内容は、市内の障害福祉サービス事業所に勤務する職員が喀痰吸引研修を終了した場合に、事業所に対し10万円を上限に受講料の一部または全部を市が補助する事業である。

現在の申請状況として7事業所、11名より本事業を申請したいとの意向を確認している。また、事業所の声として、申請意向のございました7事業所のうち6事業所より、「研修先を探してほしい」とのご意見があるため、市内研修機関と研修実施についての協議を行う予定である。

「在宅医等訪問巡回指導事業」について。

医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、障害福祉サービス事業所において医療的ケア児に対する支援を適切に行える看護師等を養成することを目的としている。事業内容は、医療的ケアについて知見のある在宅医の医師が、医療的ケア児を支援する障害福祉サービス事業所を巡回し、事業所の看護師等に対し助言や指導に当たっていただくもの。

巡回する事業所は、市内の居宅介護、日中一時、放課後等デイサービス、児童発達支援事業所のうち医療的ケア児受入れ可能事業所であり、これらの事業所に対して希望調査を行い、8月より巡回訪問指導を開始している。

「看護師および相談支援専門員向けの医療的ケア児支援能力向上研修」について。

今年度は2回の研修を企画している。第1回目の研修は去る10月17日に実施した。相談支援、障害児通所支援、居宅介護、訪問看護の各事業所職員と保育関係、学校関係の職員等、幅広い職場の方を対象として、86名の方にご参加をいただいた。

研修内容は、『医療的ケア児とその家族の現状』ということで、昨年度8月に実施したアンケート結果の公表と、『重症心身障害児・医療的ケア児の支援』について、あおぞら診療所新松戸の医師および訪問看護師の方に講師をお願いした。研修を受講された方のアンケート結果からは、参加者の約90%の方から「非常に参考になった」との感想をいただいている。

また、今後、医療的ケア児支援のためにどのような研修が必要かというアンケートでは、「医師・看護師による講義や実技を含む実地研修」、「医療的ケアを行っている支援員の話や医療的ケア児とご家族との関わり方」について知りたいとのご意見をいただいている。これらは医療的ケアに関する実践的な研修内容を希望する声として、今後の研修内容を検討する上での貴重なご意見と認識しているところである。第2回目の研修開催は、来年1月または2月頃に、松戸市立総合医療センター医師による講義と病院見学および「医療的ケア児等コーディネーター」についての講義およびグループワークを予定している。今後も、看護師および相談支援専門員による医療的ケアの実施の推進、医療的ケア児に対する関連分野の職員等のネットワークの拡充のために研修を実施していきたいと考えている。

### 重点施策3点目「地域共生社会の実現に向けた取組み」について説明を行う。

先ほど、議題2、第2次障害福祉計画の進捗状況の項目にて、「福祉丸ごと相談窓口」並びに「在宅医療・介護連携推進センター」における、障害に関する相談に対応できる体制作りにつきまして、ご報告をしたが、重ねてのご説明をさせていただく。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくりの一環としては、多分野における相談機関の連携の推進を目的とした連絡会が、「地域共生相談機関連絡会」から「福祉相談機関連絡会」へと名称を変えて、定期的で開催されている。平成30年度には、4月、7月、10月に連絡会が開催され、市役所内の福祉関係各課並びに市内相談機関の間で、体制づくりに係る認識の共有や、連携方法の改善へ向けた検討、「福祉丸ごと相談窓口」での相談受理状況及び相談事例の報告等が継続的に行われている。

「福祉丸ごと相談窓口」については、複合的課題等を抱えた方からの相談に対して、包括的な支援を行うことを目的に、平成30年4月に開設されたところ、9月までの6ヶ月間で66件の相談を受理している。そのうち精神障害をお持ちの方は32件、その他の障害をお持ちの方は16件となっており、障害をお持ちの方が地域で暮らしてゆく中で、多くの方が、包括的な相談支援を必要としている現状が反映されている。そのような中、高齢者分野における医療との緊密な連携を目的として平成30年4月に設置されました、「在宅医療・介護連携推進センター」において、この10月から障害児者に係る相談支援も行われることとなっている。

障害をお持ちの方にも対応した、制度の垣根を越えた相談機関が整備されている中、今後も複合的課題を抱えた方への対応事例を蓄積し、その内容を検証してゆくことで、包括的な相談支援体制の充実に繋げ、障害のあるなしに関わらず、地域でともに安心して暮らせる社会を目指して参りました。

いと考えている。

続いて、今年度より新たに創設された、共生型サービスに係る現状をご報告する。共生型サービスについては、従来から障害福祉サービス事業所を利用していた方が高齢者となった際に、馴染みの事業所を利用し続けられるよう、また、需要に比してサービス供給が少ない傾向にある障害福祉サービスの供給量の増大に寄与するよう、創設されたものである。平成30年10月1日時点で、千葉県内における共生型サービスの事業所指定件数は12件となっており、内訳としては、共生型短期入所サービスの指定が4件、共生型生活介護サービスの指定が8件となっている。なお、この中には、同一事業所で共生型短期入所サービスと共生型生活介護サービスの両方の指定を受けているところが、2ヶ所含まれている。松戸市内においては、1件の事業所が、共生型短期入所サービスの指定を受けているところである。

今後さらなる共生型サービスの整備を進めるため、本市における共生型サービスのニーズや、国において決定される指定基準・報酬基準等の制度につき、動向を継続的に把握するとともに、これまで以上に、介護サービス事業者等への積極的な周知・啓発を行って参りたいと考えている。

<質疑応答>

**議長：**障害者虐待防止の推進について省略をされていたが、対応件数も多くなっている。医師会では虐待防止については児童・高齢者・障害者分野でそれぞれ担当の医師がいて対応をしている状況で、これをひとつにしたいというご意見も医師会からは出ているところである。

**事務局：**現在の障害者分野の虐待防止についての状況は、地域自立支援協議会の権利擁護部会にて対応を行っているところである。児童分野と高齢者分野ではすでにネットワーク協議会を立ち上げており、障害者分野でも来年度に向けてネットワーク会議を立ち上げるために検討しているところである。

**議長：**地域共生社会の実現に向けた取組みの中にある今年の4月から設置されました在宅医療・介護連携支援センターが10月から全世帯型となり、こちらでも虐待の部分については取り上げられていくこととなりますので引き続き対応をお願いしたい。

#### 議事4 その他について（意見の聴取）

（意見聴取：松戸市歯科医師会より報告）

「日本大学松戸歯学部附属病院における障害児者の歯科診療実績」より説明

**歯科医師会：**本日は貴重な時間をいただき感謝申し上げます。歯科医師会では今までも障害者の歯科診療について協力をしてきたところですが、今年度5月に日本大学松戸歯学部と松戸市との包括的な連携に関する協定を結んだところである。日本大学松戸歯学部は障害者歯科診療の部門をもっていますので、今後ぜひ障害者計画、障害児計画の中で医療資源として組み入れることをご検討いた

だきたく、本日は日本大学松戸歯学部障害者歯科の〇〇様にお越しいただき、大学のこれまでの実績等をお話しさせていただくためにお時間をいただいたところである。

**日大歯学部：**日本大学松戸歯学部附属病院における障害児者の歯科診療実績について報告させていただく。資料のデータは2013年1月～2018年6月までの過去5年半のものである。松戸歯学部附属病院では1976年（昭和51年）より特殊歯科として障害児者の歯科診療を開始し、平成7年より摂食嚥下リハビリテーション外来を開設し、さらに今年度10月1日より訪問診療を開始している。附属病院全体として1日約800人から1,000人の方が来院されているが、特殊歯科においては平均20～30人の方が来院されている。現在当診療科は障害者歯科学会の認定施設となっており、10人の常勤医と約10人の非常勤医で診療にあたっており、そのうち障害者歯科学会が認定している専門医が3人、指導医が5人、認定医が15人となっている。

来院患者数は年々増加傾向にあり、松戸市在住の方が年間約800人程度の方が来院されている。診療内訳は80%以上が一般的な歯科診療、摂食嚥下リハビリテーションや訪問診療についてはこの5年間で横ばいの状況である。来院に至る経緯の90%は個人の開業歯科診療所からの紹介である。

医科診療科の医師からの歯科診療依頼はこれまでほとんどないが、摂食嚥下リハビリテーションについての外来・訪問診療の紹介または依頼は見受けられる状況である。多くの患者様が外来の場合は在宅か施設に入所されている方で車での来院が多くなっている。病院が最寄駅から遠い立地のため車での来院が多いようである。

年代別松戸市内在住患者数の年次推移について資料で示しているが、最も多いのが10歳代の方であり、50～60歳代で一度低下し70歳代以降にまた増えていく二峰性を示している。最近では1～9歳の人数が年々増加している状況である。これらのことを踏まえると医療的ケア児の増加や障害児者の高齢化、認知症の患者様の増加などが考えられる。

来院患者の主な障害および疾患について表で示している。最近では広汎性発達障害や呼吸器疾患などが増加している傾向があり、認知症患者や内臓疾患の方も一定数増加しており、内臓疾患のある方は中途障害者の方だけではなく、発達期の障害児者においても内臓疾患を併発している例も最近では多く見受けられるようになった。最後になるが千葉県報告における松戸市内の手帳交付者の人数と比較して、松戸歯学部特殊歯科受診患者数は800人程度しかおらず、障害児者の中にはまだ歯科治療を十分に享受できていない方も多くいらっしゃるのではないかと懸念されている。

さらに2025年以降の認知症患者数の増加問題や医療的ケア児の増加、障害児者の保護者や介護者も歯科治療を受ける時間がないなども見受けられ、当診療科でのケアが必要なケースも増加している。これらのことから早急に今後対象となる患者様のニーズとディマンドを顕在化する必要があるのではないと思われる。そして把握された地域の実情に対して存在する医療資源により、どのようなシステムを構築すれば、こうした歯科医療弱者に対して効率的かつ持続的に歯科医療ができるかを検討することができないか考えているところである。

<質疑応答>

**議長：**ご意見はあるか。また市からコメントはあるか。

**事務局**：ご報告をありがとうございました。先ほど松戸市の障害児福祉計画の中の重点施策で医療的ケア児の取り組みについてご報告をさせていただきました。今回のご報告で歯科診療の面でもお力添えをいただけるということで大変有難いお話である。松戸市の医療的ケア児の取り組みは比較的先進的に取り組んでおり、平成 28 年 11 月に連携推進会議を設置以来、日大歯学部様の資料にもありますが、医療的ケア児は全国に 17,000 人いて、松戸市にはどれくらいいるのかというところから実態調査が始まりまして 80 人いることがわかり、そしてその人たちがどういうニーズ・支援を希望しているのか、また支援をする事業所等にどういった支援が必要か、さまざまな点からアンケート調査、実態調査を行いまして、施策に結びつけた現状がある。

医療の発展に伴い、今後ますます医療的ケア児も増えていくことを考えますと、こういった様々な連携を図りながら支援の充実を目指していくということが大変重要となって参りますので、こういった機会を通じて皆様にご意見を賜りながらさらなる支援の充実を図って参りたい。

**議長**：私もときどき日大松戸歯学部に行くことがあるが、障害者の方が多く来院されているのが見受けられる。これからも活動を継続していただければと思う。

**委員**：私どもの法人でも日大松戸歯学部様には大変お世話になっている。嚥下・摂食指導においては児童が対象となるものだが、成人にも対応していただいている。職員の勉強にもなり、食事だけではなく、生活全般がとてもうるおってきたという方もたくさんいらっしゃる。まだまだ障害者の分野ではなかなか摂食指導や嚥下指導といったところは知らない方も多いと思いますので、できれば市と協力して啓発や講義などを多く実施していただけると、施設職員の支援の質も高くなっていくと思う。障害者の方にとって食事は大切なものであり、高齢化されたときに児童期、青年期の噛む力や歯の大切さはとても重要になる。また、私どもの法人でも口腔ケアはとても大切にしているのでさらに活動を広げていただけたらと思っている。